

国名	インド
<p>公的年金の体系</p>	<p>※年金関連制度にカバーされる国民の比率は1割程度</p> <p>(1) 中央政府公務員対象の年金体系</p> <p>(2) 全国年金制度</p> <p>現役時給与のほぼ100%の水準</p> <p>・公務員年金スキーム ・一般退職準備基金 ・その他</p> <p>・全国年金制度 ・その他</p> <p>運用実績による</p> <p>2003年12月以前採用者</p> <p>2004年1月以降採用者(軍人を除く)</p> <p>(3) 民間企業および公企業(原則規模20人以上)</p> <p>・その他 ・従業員年金スキーム ・従業員退職準備基金スキーム</p> <p>・その他 } 任意加入</p> <p>月額賃金15000ルピー</p> <p>政府拠出あり</p> <p>2階部分(早期引出可)</p> <p>1階部分(早期引出不可)</p> <p>(中央政府) その他公務員 投資パターンを選択が可能・任意加入・政府拠出なし</p> <p>注: ①縦軸(の高さ)は給付水準をあらわさない ②(3)について免除事業所は割愛</p>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員および公企業従業員◎</li> <li>・従業員退職準備基金および従業員年金スキーム: 187の産業・業種における(原則)事業所規模20人以上の従業員について、月収15000ルピー以下◎、月収15000ルピーを上回る場合△、また免除事業所の従業員は当該事業所の規定による</li> <li>・全国年金制度: 2004年以降採用中央政府公務員(軍人を除く)◎、中央政府公務員以外△</li> </ul>
<p>保険料率(2015年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国年金制度における中央政府公務員1階部分の加入者拠出額は賃金の10%</li> <li>・従業員退職準備基金および従業員年金スキームについては、182産業・業種で労使ともに賃金の12%、5産業・業種では賃金の10%の拠出</li> </ul>
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキームおよび全国年金制度は原則60歳。</li> <li>・従業員退職準備基金スキームの引き出しは原則55歳。ただし早期引き出し可能。</li> <li>・従業員年金スキームは原則58歳。</li> </ul>
<p>基本受給額</p>	<p>なし</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキーム: 給付額は退職前10ヶ月の平均賃金または最終賃金のいずれか大きい方の額で、加入期間によって減額がある。ただし給付額に上下限あり。</li> <li>・全国年金制度: 積立金の運用実績に依存。公務員の1階部分を除き投資パターンの選択が可能。</li> <li>・従業員退職準備基金スキーム: 給付額は退職前60ヶ月の平均賃金または月額15000ルピーのいずれか少ないほうと、本スキーム加入年数の積の70分の1に相当する額。</li> </ul>
<p>所得再分配</p>	<p>なし</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>積立方式(公務員年金スキームを除く)</p>
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員年金スキームは全額国庫負担</li> <li>・全国年金制度は中央政府公務員の1階部分に賃金の10%相当額を拠出</li> <li>・従業員年金スキームに賃金の1.16%相当額を拠出(および使用者の拠出金滞納分)</li> </ul>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>なし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>貧困線以下の高齢者に対する公的扶助としての年金スキームあり(ただし適用は限定的)</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>全国年金制度には任意加入の2階部分あり。従業員退職準備基金および従業員年金スキームは任意加入が可能。生命保険会社等も個人年金を提供。</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>政府・監督機関によるポータルで各種情報が提供されている。</p>

## インドの年金制度

太田仁志（JETROアジア経済研究所副主任研究員）

### 1. 制度の特色

インドの公的年金制度の柱は、年金スキーム（pension schemes）と退職準備基金（provident funds）である。しかしインドでは、年金関連制度にカバーされる国民の比率は1割程度で、国民皆年金実現の見通しはまだない。適用される年金体系は公務員と民間企業・公企業従業員で異なり、その給付水準にも差がある。国民皆年金が未達成の段階ですでに年金財政に問題を抱えていたため、2004年から確定拠出型の全国年金制度（NPS、開始時の呼称は新年金制度）の運用がはじまった。NPSは当初、2004年1月以降に採用された中央政府公務員（軍人を除く）のみが対象だったが、2009年5月より形式的にはすべての国民に門戸を開いている。年金関連制度に未加入の高齢者が大多数を占める中で、貧困層（貧困線以下の高齢者）に対する公的扶助の年金スキームも存在するが、そのカバレッジと給付額も限定的である。

なお、インドでは年金制度を含む社会保障の領域は、一定の範囲内で州独自の取り組みが認められており、運用される年金スキームや給付水準が州によって異なることがある。法律上は仕組みがあっても履行が不完全な場合も少なくない。以下では、中央レベルでの主要な公的年金体系・制度である公務員年金スキーム（GEPS）、全国年金制度（NPS）、従業員退職準備基金（EPF）スキーム、そして従業員年金スキーム（EPS）を中心に概要をまとめる。

### 2. 沿革

公務員年金制度の誕生は英国植民地時代の1881年に遡る。また公務員は別途、家族年金への加入資格も与えられていた。公務員年金制度における公務員の拠出額は俸給の4%であったが、1920年にはこの拠出が廃止され、全額政府負担となった。同時に、4～12.5%を拠出額とするインド公務員退職準備基金も開始されている。インド統治法（1919年および1935年）により、公務員に対する年金制度の拡充と、公企業従業員への適用拡大がなされた。

1947年の分離独立後、民間企業を対象とする退職準備基金がいくつか創設され、また1948年以降は、産業や部門ごとに拠出型の退職準備基金が導入されるようになる。1952年には従業員退職準備基金及び関連諸法（EPF・MP法）が制定され、従業員退職準備基金（EPF）スキームが開始される。その後、退職準備基金の一部の社会保険年金化が検討され、1971年に従業員家族年金の運用が始まった。しかし本家族年金はカバレッジが限定的であったことから、これを引き継ぐ形で1995年に従業員年金スキーム（EPS）が新たに設けられた（従業員家族年金は廃止）。EPF・MP法が提供するスキームはこのEPFとEPS、そして加入者が死亡の際に預金残高に応じて給付がなされる1976年開始の従業員預金付帯保険（EDLI）スキーム、の3つである。また、前後するが1969年には、EPFにカバーされない民間企業および自営業者を対象とした任意加入の準備基金として、公共退職準備基金（PPF）スキームが導入されている。PPFは貧困層も対象としているが、実際には自営業者の税金対策として用いられることが多い。年金制度に関する直近の動きとして、2004年には全国年金制度（NPS）の運用が始まり、今日、形式上はすべての国民に門戸を開いている。

なお、貧困高齢者に対しては公的扶助として、1950年代以降に州レベルでの取り組みが限定的に始まった。それらの州ごとの取り組みを補足する形で、中央レベルで1995年に、貧困層対象の全国社会支援プログラム（NASP）の柱の1つとして、全国高齢者年金スキーム（NOAPS）が導入された。NOAPSは2007年からインディラ・ガンディー全国高齢者年金スキーム（IGNOAPS）に引き継がれている。IGNOAPSは貧困線以下の家族の60歳以上の高齢者を対象に中央政府が月額200ルピー（2016年2月のレートで約340～350円、80歳以上の対象高齢者には月額500ルピー）を支給するもので、州政府にも同額以上の支給が期待されている。

### 3. 制度体系の概要

中央政府公務員が加入する年金は、2003年12月以前の採用者と2004年1月以降の採用者（軍人を除く）とでは制度体系が異なる。州政府公務員の年金体系はおおむね中央政府公務員の制度体系に従っている。

中央政府公務員は退職時に、退職一時金支払法に基づく一時金以外に、確定拠出型（基本給の6%の強制拠出）である一般退職準備基金（GPF）からの一時金も給付される。こと2003年12月以前採用の中央政府公務員に関しては、さまざまな恩給をすべて合わせると、退職後の収入水準は現役時の100%に近くなる。

2003年12月以前採用の中央政府公務員が加入する年金は、公務員年金スキーム（GEPS）である。本スキームは60歳の定年あるいは公務員の死亡にともない支給されるもので、加入者未拠出の、国家予算から直接支給される確定給付型年金である。年金総額の40%までの一括受給が可能である。

2004年1月以降の中央政府新規採用者（軍人を除く）には、GEPSにかわって確定拠出型の全国年金制度（NPS）が適用されている（上記GPFへの加入権もない）。2015年4月現在、全29州のうち27州が新規採用州政府公務員へのNPSの導入を中央政府に届け出ている。NPSは2008年4月より、政府のガイドラインに従って市場運用が開始されている。NPSは2階構成で、1階部分は、中央政府公務員については強制加入で早期引き出しは認められていない。2009年12月より運用が開始された2階部分は任意加入で、早期引き出しが可能だが、2階部分のみの加入はできない。また、NPSの1階部分の満期は通常60歳であるが、その際、総受給年金額の40%に相当する額の年金（annuity）を、保険規制開発機構（IRDA）が認定する生命保険会社から購入しなければならない。60歳より前にNPSを離れることも可能だが、その場合の生命保険会社からの購入年金額は総受給年金額の80%相当分になる。NPSは2009年5月より、自営業者や定期収入のない低所得者を含む全国民に加入資格が拡大されている。2015年末現在、NPSは加入者・加入資格に応じて政府部門モデル、全市民モデル、企業モデルなどがある。

民間および公企業従業員に適用される主たる年金関連制度は、1952年従業員退職準備基金及び関連諸法（EPF・MP法）が規定する従業員退職準備基金（EPF）スキームと従業員年金スキーム（EPS）である。本法は187の産業・業種における、基本的には20人以上を雇用する事業所に適用される（た

しジャンムー・カシミール州には未適用）。適用資格は月額賃金15000ルピー以下の労働者だが、15000ルピーを上回る従業員も任意で加入することができる。また、法定より従業員に対する給付条件等を優遇する企業に対して、自ら信託を作り準備基金を運用することを認めている（そのような事業所は免除〔exempt/exempted〕事業所と称する）。

EPFスキームは労使拠出による積立準備基金で、55歳以降の退職時に全額の引き出しが可能となる。ただし、住居購入や子女の教育への支出等といった特定の理由により、退職前の早期引き出しが可能である。また、54歳時あるいは退職の1年前のどちらか遅い年齢時に、基金の90%相当額までの引き出しも可能である。引き出しによって公的制度を離れるが、その後希望者は任意で生命保険会社等の年金（annuity）を購入する。EPFは政府のガイドラインに従って運用されているが、それとは別に政府が決定する基金の運用利回り分も加算される。

EPSは社会保険年金である。受給には通常、最低10年間の加入が必要で、受給開始年齢は58歳である。50歳未満では受給できず、50～58歳で受給する場合は減額される。加入期間が10年未満でも一時金の給付がある。EPSでは当該従業員が亡くなった後にも遺族に一定の給付がなされる。

#### 4. 給付算定方式、スライド方式

国庫負担の公務員年金スキーム（GEPS）の給付水準は、退職前10ヶ月の平均賃金または最終賃金のいずれか大きい方の額で、加入期間によって減額がある。ただし給付月額は下限が3500ルピー、上限が4万5000ルピーとなっている。また年2回の物価スライド方式である。

全国年金制度（NPS）は確定拠出型で、給付額は積立金の運用に依存する。

従業員退職準備基金（EPF）に関しては、次項で述べるような労使による拠出額が加入者の口座に積み立てられると同時に、中央評議会（CBT、後述）の提言を受けて政府が毎年決定する基金の運用利回り分も加算される。この利回りは1990年代は12%であったが、以降徐々に引き下げられ、2015年度は8.80%である。2003年12月以前採用の中央政府公務員に適用される一般退職準備基金（GPF）につい

ても、政府が決定する積立金運用利回りの加算がある。

従業員年金スキーム (EPS) における給付月額、退職前60ヶ月の平均賃金 (基本給+物価手当) または月額15000ルピーのいずれか少ないほうとEPS加入年数の積の70分の1に相当する額である。ただし2015年現在、最低給付月額として1000ルピーが定められている。EPSにはフォーマルな物価スライドはない。

## 5. 負担, 財源

中央政府公務員が加入する年金制度では、2003年12月以前採用の公務員が加入する公務員年金スキーム (GEPS) は、国家予算から全額支給される確定給付型である。

全国年金制度 (NPS) については1階部分と2階部分で異なる。まず1階部分は、強制加入である中央政府公務員加入者の拠出額は基本給および物価手当の10%で加入者と同じく中央政府も同額を拠出する。これに対して公務員以外の任意による加入者は、1回当たりの最低拠出額は500ルピーで年間最低拠出回数は1回だが、年間の最低拠出額自体は6000ルピーである。任意加入者への政府負担はない。次に任意加入であるNPSの2階部分については、政府拠出はない。2階部分への加入は、口座開設の際の最低拠出額が1000ルピーで、1回当たりの最低拠出額は250ルピー、また年の最低拠出回数は1回だが、会計年度末に2000ルピーの残高が必要である。

従業員退職準備基金 (EPF) スキームおよび従業員年金スキーム (EPS) については、従業員退職準備基金及び関連諸法 (EPF・MP法) において労使の拠出が規定されている。現在、182産業・業種で拠出額は労使ともに従業員の賃金 (基本給+物価手当) の12%、5産業が10%である。使用者拠出の12%について、3.67%がEPFスキームに (拠出額が賃金の10%の5産業・業種については1.67%)、8.33%が従業員年金スキーム (EPS) に振り分けられる。EPSにはこの使用者からの拠出額に加えて中央政府も1.16%を拠出する。またEPSでは、仮に使用者がその負担分の拠出を怠ったとしても加入従業員に規定通り年金が支給されるので、その分は国庫負担となる。

## 6. 財政方式, 積立金の管理運用

全国年金制度 (NPS) および従業員年金スキーム (EPS) は積立方式である (公務員年金スキーム (GEPS) は加入者無拠出, 退職準備基金は積立方式)。

確定拠出型のNPSの市場運用は次のようになっている。中央政府公務員の1階部分の積立金は、政府に指定された年金基金運用者 (PFMs) 3社によって、2008年4月よりあらかじめ設定されているスキームで市場運用が開始された。2009年5月から開始された公務員以外の1階部分加入者の積立金、および2009年12月開始の任意加入の2階部分の運用については、年金基金運用者として現在、8社が選定されている。その投資スキームには、(1)主に株式市場 (E型)、(2)政府債権以外の確定利付証券 (G型)、そして(3)政府債権 (または公的保証の付いた債権)

(C型)、の3つがあり、加入者はどのようなスキームの組み合わせで運用するか各自決めることができる。「E型」での運用は運用総額の50%が上限で、ボンベイ証券取引所または全国証券取引所での信託投資運用等が中心である。加入者はまた、年齢が上がるにつれリスクを減少させるようにE型、G型、C型の構成比が変化する既定の「自動選択」(ライフサイクル・ファンド) での運用も可能である。

従業員退職準備基金 (EPF) スキームおよび従業員年金スキーム (EPS) に関する基金運用は、政府が指定するパターンに従っている。免除事業所も同様の投資パターンに従う必要がある。投資は大部分が国債や公債、また公的金融機関が発行する債券など、政府保証のある (またはそう考えられている) 有価証券に向けられるが、2015年4月より、基金増加分の5%相当額 (開始時の相当額は500億ルピー) の上場投資信託での運用が開始された。

## 7. 制度の企画・運営体制

2004年から開始された全国年金制度 (NPS) の管理は、2003年に設立され、2014年2月によりやく設立根拠法が国会通過の後に発布された年金基金規制・開発庁 (PFRDA) が担っている。PFRDAは年金基金の設立や開発、規制を担うとともに加入者の権利保護を行うインド年金制度の監督機構である。また市場運用等に関する年金基金運用者 (PFMs)

の監督は、PFRDAが2008年2月に設立した全国年金制度トラストが行っている。加入者の拠出や取引に関する記録保存等は中央記録保存エージェンシー(CRA)が担う。

1952年従業員退職準備基金及び関連諸法(EPF・MP法)が規定する3スキームの監督機関は、労働雇用省下の従業員退職準備基金機関(EPFO)である。EPFOは政労使三者構成による中央評議会(CBT)によって運営されている。CBTは従業員退職準備基金(EPF)の運用利回り分としての利率を毎年政府に提言する。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し、評価を含む)

インドで年金関連制度にカバーされる国民の比率が1割程度であるのは、その財政基盤がないからである。インドではごく一部の国民をのぞき、公的年金は今日のところ高齢者の所得保障のよりどころとはなっていない。

全国年金制度(NPS)の導入は財政負担の軽減を視野に入れたものであった。NPSを管理するPFRDAは設立から10年以上を経て、2014年2月に

ようやく法定機関となった。政府は今日、加入者ベースの拡大と、確実なりターンをもたらすような市場運用に取り組んでいる。PFRDAによるガイドラインのファイン・チューニングが続いている。

EPF・MP法による諸スキームに関する問題としては、加入者の満期前の早期引き出しと、使用者の拠出金の滞納を指摘できる。前者は結果として退職後の生活保障としての基盤を侵食するもので、後者は国家財政に一層の負担を強いることになる。政府は財政負担軽減だけでなく利子率一般への影響の観点から、退職準備基金の運用利回り分の水準にも配慮する。一方で政府は2015年に、EPFも導入後はじめて、一部ではあるが市場運用に舵を切った。NPSに対してと同様に労働組合はこの動きに反対あるいは警戒するが、現行のEPFスキームでの積立金からのリターンが思いのほか低いことを考えると、基金の運用見直しは避けて通れない。

NPSとEPFのこのような市場運用は財政負担の観点だけでなく、資本市場の活性化にも関連する。資本市場の活性化と、高齢者の生活保障という異なる論点を前に、試行錯誤が行われている。